

令和5年度社会福祉法人指導監査の実施状況

法人名・施設名	社会福祉法人伯耆町社会福祉協議会
監査の種類	社会福祉法人指導監査
監査実施日	令和5年10月4日
実地・書面の別	実地
監査担当課	鳥取県福祉保健部 ささえあい福祉局 福祉監査指導課

総評

- ・ 理事会が監事の選任議案を評議員会に提出するに当たっては、在任監事の過半数の同意を得るとともに同意書の徴取又は議事録の記載などによりその事実を残しておくこと。
- ・ 理事会の開催に当たっては、各理事が出席可能な日程調整を行うこと。
- ・ 社会福祉法人会計基準に基づき、適切な会計処理を行うこと。

文書指摘事項		是正・改善状況報告
1	<p>評議員会の招集通知を、理事会で評議員会の招集が決定される前に発していた。</p> <p>については、評議員会の日時、場所、評議員会の目的である事項等を理事会で決議の上、評議員会の日の1週間前（中7日間）までに各評議員員に対して、招集の通知をすること。</p> <p style="text-align: center;">（法第45条の9第10項により準用される一般法人法第181条及び第182条） （規則第2条の12）</p>	<p>理事会において評議員会の招集の決議を得た後、開催日の1週間前までに招集通知を発送する。</p>
2	<p>理事について、理事会を2回以上続けて欠席している者が見られた。</p> <p>については、事務局は出席が可能なように日程調整を行うとともに、調整を経てもなお欠席が続く場合は、理事の改選について検討すること。</p> <p>なお、本件については前回も同様に文書指摘しており、その際、貴法人は「定例の理事会については、次回の開催予定日をあらかじめ伝えた上で、各理事には理事会出席を最優先してもらおうようお願いする。その上で、さらに1か月程度前には開催通知を発送し、10日前頃までには再度出欠の確認をすることとした。その際に、欠席が続く者や欠席者が複数いる場合には、開催日時の再調整を行うこととする。また、定例でない理事会の開催については、事前に各理事の都合を把握して開催する。」と回答しているにもかかわらず改善されていないので、必ず改善すること。</p> <p style="text-align: center;">（審査基準第3の1（3））</p>	<p>前回、同様の指摘に対する対応については、爾後回答のとおり実行していたが、当該理事の緊急的な事情により連続して欠席したケースが1件生じてしまったものである。</p> <p>今後は、前回回答したことを更に徹底して連続する欠席が生じないように、各理事に対して注意喚起する。</p>

3	<p>理事会が監事の選任に関する議案を評議員会に提出するに当たり、在任監事の過半数の同意を得ていたことを確認できなかった。</p> <p>ついては、理事会が監事の選任に関する議案を評議員会に提出するに当たっては、監事が理事の職務の執行を監査する立場にあることに鑑み、その独立性を確保するため、在任する監事の過半数の同意を得なければならないことから、同意書又は理事会の議事録への記載により同意の事実を残しておくこと。</p> <p>(法第43条第3項により準用される一般法人法第72条第1項)</p>	<p>新たに監事を選任するに際しては、都度、在任監事の同意を得てはいたが、同意書を徴取しておらず、また議事録への記載を遺漏していたことによるものである。</p> <p>今後、監事を新たに選任する際には、在任監事から同意書を徴取して同意の事実を明確に残すこととする。</p>
4	<p>会長及び常務理事は、毎会計年度に4月を超える間隔で2回以上、自己の職務の執行状況を理事会に報告しなければならないにもかかわらず、令和4年12月12日に開催された第3回理事会で行われた会長の職務執行状況報告について、議事録では会長が自ら報告を行ったことが確認できなかった。</p> <p>ついては、会長は、毎会計年度に4月を超える間隔で2回以上、自己の職務の執行の状況を自ら理事会に報告すること。</p> <p>なお、この報告については、法45条の14第9項により準用される一般法人法第98条に規定する理事会への省略は適用されないため、必ず実際に開催して報告すること。</p> <p>(法第45条の16第3項、定款第21条第5項)</p>	<p>本会では、会長及び常務執行理事の職務執行報告については、資料として事前に示した上で、出席した理事会において内容を補足したり、質疑に答える形で各理事に報告している。</p> <p>指摘の理事会においても、会長及び常務理事は、同様の方法により報告しており議事録中の会議資料を確認すれば明らかである。</p> <p>したがって、本会としてはこの指摘は当たらないと考えている。</p>
5	<p>計算書類の附属明細書について、次のような状況が見受けられた。</p> <ul style="list-style-type: none"> 寄附金収益明細書の拠点区分ごとの内訳の小計と事業活動計算書の経常経費寄附金収益及び資金収支計算書の経常経費寄附金収入に記載された金額が一致していなかった。 <p>(たすけあい寄附金事業拠点区分) 寄附金収益明細書：2,113,383円 資金収支計算書・事業活動計算書：2,039,583円 (さわやか福祉事業拠点区分) 寄附金収益明細書：計上なし 資金収支計算書・事業活動計算書：73,800円</p> <p>ついては、附属明細書の作成について、計算書類との整合性を図ること。</p> <p>(運用上の取扱い26(1))</p>	<p>今回の件は、計算書類の明細書「寄附金収益明細書」作成に際して、「さわやか福祉事業拠点区分」に記載すべき寄付金2件分73,800円を「たすけあい寄付金事業拠点区分」に誤って記載したものである。</p> <p>この寄付金収益明細書については、正当な書類に差替えを行う。</p> <p>今後は、このような誤りが生じないように正確な事務処理を行う。</p>
6	<p>補正予算について、理事総数の3分の2以上の同意及び評議員会の承認を得なければならないとされているが、会長の専決事項でないにもかかわらず、会長が専決し事後に理事会及び評議員会に報告事項として報告しているもの</p>	<p>今後は、予算の補正については、理事会及び評議員会の承認決議を得ることとする。</p> <p>なお、令和5年度において会長専決による予算補正は行って</p>

	<p>があった。 については、補正予算については、理事会及び評議員会で決議を受けること。 なお、会長専決を行った令和5年度補正予算については、改めて理事会及び評議員会で承認（追認）を受けること。 （定款第38条）（経理規程第21条）</p>	<p>いない。</p>
--	--	-------------